

令和 7 年 2 月定例会

建設委員会資料
(上下水道局)

秋田市水道事業給水条例新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 (略) 第1条～第44条 (略) (布設工事監督者の資格) 第45条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (2) 学校教育法による大学<u>において機械工学科もしくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、次号において同じ。）</u>、5年以上水	目次 (略) 第1条～第44条 (略) (布設工事監督者の資格) 第45条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科もしくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科もしくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) （略）

（水道技術管理者の資格）

第46条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第3号に規定する学校を

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) （略）

（水道技術管理者の資格）

第46条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

<u>卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において工学、理学、農学、医学もしくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科および土木科ならびにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) （略） (4) <u>前3号</u>に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者 第8章 補則 第47条 （略）	(2) 前条第1号、第3号および<u>第4号</u>に規定する学校において<u>土木工学以外の</u>工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) （略） (4) <u>前2号</u>に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者 第8章 補則 第47条 （略）
---	---

建設委員会資料
令和7年3月7日
下水道整備課

秋田市水道事業等の設置等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行												
第 1 条～第 7 条 （略） 別表第 1 および別表第 2 （略） 別表第 3 農 業 集 落 排 水 事 業 （第 3 条 関 係） <table><tr><td>排水区域面積</td><td>排水人口</td><td>1 日最大処理能力</td></tr><tr><td>280.6ヘクタール</td><td>9,198人</td><td>1,690.5立方メートル</td></tr></table> 備考 （略）	排水区域面積	排水人口	1 日最大処理能力	280.6ヘクタール	9,198人	1,690.5立方メートル	第 1 条～第 7 条 （略） 別表第 1 および別表第 2 （略） 別表第 3 農 業 集 落 排 水 事 業 （第 3 条 関 係） <table><tr><td>排水区域面積</td><td>排水人口</td><td>1 日最大処理能力</td></tr><tr><td>337.1ヘクタール</td><td>10,518人</td><td>2,046.9立方メートル</td></tr></table> 備考 （略）	排水区域面積	排水人口	1 日最大処理能力	337.1ヘクタール	10,518人	2,046.9立方メートル
排水区域面積	排水人口	1 日最大処理能力											
280.6ヘクタール	9,198人	1,690.5立方メートル											
排水区域面積	排水人口	1 日最大処理能力											
337.1ヘクタール	10,518人	2,046.9立方メートル											

秋田市農業集落排水施設条例新旧対照表

改 正 案	現 行																							
第 1 条～第23条 （略） 別表第 1 （第 3 条関係） 施設の名称、位置および区域	第 1 条～第23条 （略） 別表第 1 （第 3 条関係） 施設の名称、位置および区域																							
<table><tr><th>施設の名称</th><th>位 置</th><th>区 域</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	施設の名称	位 置	区 域	(略)			<table><tr><th>施設の名称</th><th>位 置</th><th>区 域</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td><u>秋田市河辺赤平農業集落排水施設</u></td><td><u>秋田市河辺高岡字河原田下段482番地 5</u></td><td><u>秋田市河辺赤平字泉沢、字大蟹沢、字小蟹沢、字小曾根、字境田、字下窪、字田中、字中村、字野崎、字野田、高岡字大柳、字川原田、字河原田下段および字山根の各一部</u></td></tr><tr><td><u>秋田市河辺下三内農業集落排水施設</u></td><td><u>秋田市河辺三内字田尻面108番地 2</u></td><td><u>秋田市河辺三内字上屋敷、字祇園台、字小貝沢、字五郎谷地上中野、字五郎谷地溜池下、字五郎谷地中野、字三十苅、字下寺田、字曾場台、字田尻上野田、字田尻面、字田尻下野田、字田尻中野および字寺田の各一部</u></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>			施設の名称	位 置	区 域	(略)			<u>秋田市河辺赤平農業集落排水施設</u>	<u>秋田市河辺高岡字河原田下段482番地 5</u>	<u>秋田市河辺赤平字泉沢、字大蟹沢、字小蟹沢、字小曾根、字境田、字下窪、字田中、字中村、字野崎、字野田、高岡字大柳、字川原田、字河原田下段および字山根の各一部</u>	<u>秋田市河辺下三内農業集落排水施設</u>	<u>秋田市河辺三内字田尻面108番地 2</u>	<u>秋田市河辺三内字上屋敷、字祇園台、字小貝沢、字五郎谷地上中野、字五郎谷地溜池下、字五郎谷地中野、字三十苅、字下寺田、字曾場台、字田尻上野田、字田尻面、字田尻下野田、字田尻中野および字寺田の各一部</u>	(略)		
施設の名称	位 置	区 域																						
(略)																								
施設の名称	位 置	区 域																						
(略)																								
<u>秋田市河辺赤平農業集落排水施設</u>	<u>秋田市河辺高岡字河原田下段482番地 5</u>	<u>秋田市河辺赤平字泉沢、字大蟹沢、字小蟹沢、字小曾根、字境田、字下窪、字田中、字中村、字野崎、字野田、高岡字大柳、字川原田、字河原田下段および字山根の各一部</u>																						
<u>秋田市河辺下三内農業集落排水施設</u>	<u>秋田市河辺三内字田尻面108番地 2</u>	<u>秋田市河辺三内字上屋敷、字祇園台、字小貝沢、字五郎谷地上中野、字五郎谷地溜池下、字五郎谷地中野、字三十苅、字下寺田、字曾場台、字田尻上野田、字田尻面、字田尻下野田、字田尻中野および字寺田の各一部</u>																						
(略)																								
別表第 2 （略）	別表第 2 （略）																							

秋田市上下水道事業基本計画（案）について

本計画（素案）について、市民からの意見聴取および秋田市上下水道事業経営アドバイザー会議の意見等を反映した計画（案）を策定した。

今後、年度内の計画策定および公表を予定している。

1 市民からの意見聴取

(1) 意見聴取期間

令和6年12月18日（水）～7年1月16日（木）

(2) 聴取方法

パブリックコメントおよび市民100人会

(3) 聴取結果

提出者8名、意見数11件

(4) 主な意見内容（詳細については秋田市HPで公表、広報ID1044780）

意見	意見への対応
仁井田浄水場に粉末活性炭浄化装置を早急に設置することを要望致します。同施設は老朽化により改築中ではありますが、国の基準内とはいえネオニコチノイド農薬が水道水に含まれています。ヨーロッパでは、この農薬は小さい子どもが長年摂取すると神経系の障害が起きるとされ、使用禁止又は使用制限されていると聞いております。水道水に含まれた農薬を子どもたちが長年飲んだ場合、健康被害が発生する可能性があります。仁井田浄水場の改築完了を待たず早急に粉末活性炭浄化装置の設置をお願い致します。	令和6年5月、8月、11月に当該農薬の検査を行った結果、すべての検体で国が定める目標値の1/100を下回っており、安全を確認しております。 なお、粉末活性炭処理施設については、設計、工事、試運転などに相当の期間を要するため前倒しは困難であり、令和9年度内に完成予定の仁井田浄水場等整備事業の中で設置することとしております。
10年位前までは、自然に恵まれている秋田県は質量とも全く問題はないと思っていましたが、最近の災害で特に目立つのがライフラインの水道工事の復旧のおくれです。能登地震でもかなりの時間がかかっていると思います。過疎化が進んでいる秋田では、より大きな問題になると思います。そこで、色々と課題はあると思いますが、今後も鉛製給水管の解消や管路の更新の平準化については、その対策としてよろしく願いしたいと思っています。	いただいたご意見を踏まえ、今後も、激甚化する豪雨災害や大規模地震に対応するため、上下水道施設の耐震化・耐水化を計画的に進めてまいります。

2 経営アドバイザー会議の意見等の反映

(1) 各章の並べ替えによるページ構成の修正

(2) グラフおよび図表等の変更

3 計画（案）について

「【別紙1】秋田市上下水道事業基本計画（案）概要版」および「【別紙2】秋田市上下水道事業基本計画（案）」のとおり。

秋田市上下水道耐震化計画の策定について

1 計画の概要

- (1) 令和6年1月の能登半島地震では、上下水道施設に甚大な被害がもたらされた。特に、浄水場や下水処理場、およびそれらに直結する管路等の耐震化が未実施であったため、復旧作業が長期化した。
- (2) 災害時においても平常時と同様の水使用を可能とするためには、水道と下水道の両方の機能を確保することが重要である。そのため、浄水場や下水処理場等の『上下水道システムの急所施設』に加え、防災拠点や医療機関等の『重要施設に接続する管路等』についても、上下水道一体で計画的な耐震化が必要であることを再認識した。
- (3) このような背景を受けて、国土交通省による全国の自治体等に対する要請に基づき、令和7年1月に「秋田市上下水道耐震化計画」を策定し秋田市ホームページで公開した。
- (4) この計画により、水道施設の耐震化に係る補助率の引き上げや対象範囲の拡大など、拡充された地震対策に関する国庫補助の活用が可能となる。

『上下水道システムの急所施設』

浄水場や下水処理場などの施設、すなわちその施設が機能を失えば、システム全体が機能を失う最重要施設

『重要施設に接続する管路等』

地域防災計画で定められている防災拠点や医療機関、避難所に接続する管路等、災害時に上下水道機能の確保が必要な施設

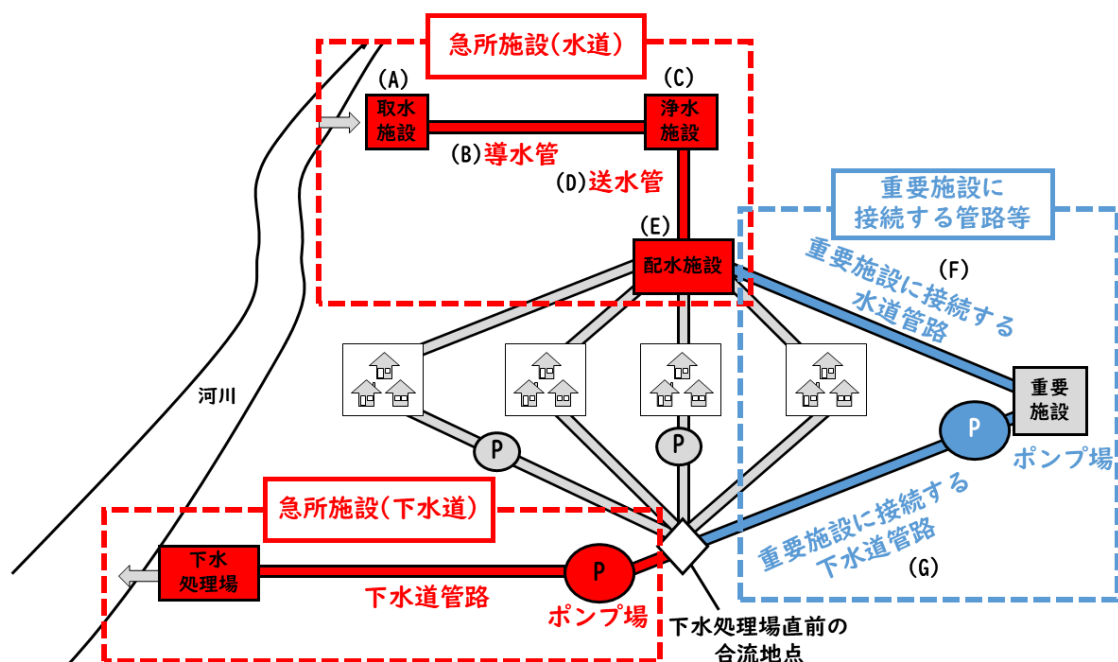


図 各施設のイメージ

2 対象施設と耐震化目標

(1) 上下水道システムの急所施設

水 道：仁井田浄水場

下水道：該当施設なし(※処理区域の大部分を受け持つ、流域下水道秋田臨海処理センターは耐震化済)

水道施設の耐震化率 (%)						
区分		取水施設 (A)※ ¹	導水管 (B)※ ²	浄水施設 (C)※ ¹	送水管 (D)※ ²	配水施設 (E)※ ³
現状 (令和5年度末)	秋田市	18	23	20	64	46
	全国	46	23	43	32	67
耐震化目標 (令和11年度末)		94	50	97	64	46

※¹ 耐震化済み施設能力(m³/日)÷全施設能力(m³/日)

※² 耐震化済みの管路延長(km)÷全管路延長(km)

※³ 耐震化済み有効容量(m³)÷全有効容量(m³)

(2) 重要施設に接続する管路等

水道および下水道：避難所等に接続する上下水道管路等

区分		水道 (F)			下水道 (G)		
		耐震管 (km)	計 (km)	耐震化 率(%)	耐震管 (km)	計 (km)	耐震化 率(%)
現状 (令和5年度末)	秋田市	106	189	56	72	162	44
	全国	－	－	27	－	－	51
耐震化目標 (令和11年度末)		110	189	58	78	162	48

3 計画期間

令和7年4月～令和12年3月

4 進捗管理

本計画に基づき、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に進めるとともに、毎年度フォローアップを行いながら進捗状況を管理する。